

放課後児童クラブ入会申込よくある質問

	区分	問	答
1	入会要件	実際に就労しているものの、月当たりの勤務日数（又は勤務時間）の要件を満たしていない場合、利用はできないのでしょうか。	旭川市が設置する放課後児童クラブを利用するに当たっては、月の勤務日数や勤務時間（就労要件の場合）に基準があり、基準を満たしていない場合、利用の対象になりません。なお、民間事業者が設置する放課後児童クラブによっては、市と異なる基準を設けている場合もありますので、各事業者にお問い合わせください。
2	入会要件	長期休業時のみ利用したいのですが可能ですでしょうか。	旭川市が設置する放課後児童クラブでは、長期休業時のみの利用は受け付けておりません。なお、民間事業者が設置する放課後児童クラブによっては、長期休業時のみの利用を受け付けている場合がありますので、各事業者にお問い合わせください。
3	入会申込書	入会申込書等はどこに提出すればよいですか。	入会申込書等の書類は、通学している（する予定の）小学校に所在する放課後児童クラブ（複数ある場合は、基本的にどのクラブでもよろしいです）に提出してください。なお、小学校では受付していませんので御注意ください。
4	入会申込書	保護者欄は住民票上の世帯主と一致する必要がありますか（誰を保護者としたらよいですか）。	現に児童を監護している方（未成年者を除く）であれば、住民票上の世帯主と一致していなくても構いません。なお、世帯員のうち単身赴任等で現に旭川市に居住していない方がいる場合は、それ以外の方を保護者としてください。
5	入会申込書	入会申込書の記載を誤った場合、どのように修正すればよいですか。	保護者の欄に押印した印と同じ印を押して訂正してください（修正液等での修正は不可）。
6	入会申込書	1週間当たりの利用予定日数はどのように書けばよいですか。	保護者の勤務状況等から、1週間のうち放課後児童クラブを利用する必要があると想定される日数を記入してください。なお、実際の利用に当たって、この欄の記載内容により利用が制限されることはありません（実際に利用要件に合致している日は利用できます）。

7	入会申込書	住民票は別世帯となっているが、実際に同居している人がいる場合、家族の状況欄に記入する必要がありますか。	家族の状況欄には、住民票が同一かどうかにかかわらず、実際に同居している方は必ず全員記入してください。また、65歳未満の成人の方については、要件に応じた書類が全員分必要となります。
8	入会申込書	同一世帯の中に市外に単身赴任をしている人がいますが、家族の状況欄に記入する必要がありますか。	必要です。
9	入会申込書	夫（妻）と離婚協議中ですが、まだ世帯上は同一世帯となっています（実際は別居）。家族の状況欄に記入する必要がありますか。	家族の状況欄には記入してください。ただし、「職業・勤務先又は学校名等」欄は「離婚協議中」等と記入していただき、別居している相手の添付書類は不要とします。
10	入会申込書	同居している子（利用申込児童から見た兄姉）が新年度に進学する予定ですが、進学先の学校がまだ決まっていません（高校・大学等）。「職業・勤務先又は学校名等」の欄にはどのように記入すればよいですか。	「高校進学予定」「短大進学予定」「大学進学予定」等と記入してください。
11	入会申込書	祖父母宅や知人宅等を帰宅先として校区変更している場合、家族の状況欄はどのように記入すればよいですか。	帰宅先としている世帯の方の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」の欄に住所を記入してください。なお、保護者等同居の方に加え、帰宅先の世帯についても65歳未満の成人の方全員が、労働等の要件を満たす必要があります（勤務証明書等添付書類が必要となります）。
12	入会申込書	年度末のタイミングで転校する予定ですが、新年度の入会申込はどうすればよいですか。	入会申込書等は、新年度から通学する予定の小学校に所在する放課後児童クラブ（当該校に複数ある場合は、基本的にどのクラブでもよろしいです）に提出してください。その際、転居先の住所が既に確定している場合は、入会申込書には新住所を記入した上で、欄外に旧住所と転居予定日を記入してください。
13	入会申込書	兄弟で入会申込をしたいと思いますが、入会申込書は1人につき1枚必要ですか。	必要です。
14	勤務証明書	同一世帯の中に市外に単身赴任をしている人がいますが、勤務証明書は必要ですか。	必要です。

15	勤務証明書	勤務証明書（自営業確認書）が必要なのは誰ですか。父母だけあればよいですか。	同一世帯（住民票が同一か否かにかかわらず、実際に同居している方全員）のうち、65歳未満の成人の方は、児童との続柄を問わず、全員勤務証明書（自営業確認書）が必要（労働以外の要件となる方を除く）となります。
16	勤務証明書	2世帯住宅で、1階に児童からみた祖父母、2階に父母と児童が生活している状況ですが、書類は誰の分が必要ですか。	区分登記をしているか、独立した生活空間が確保されているか、などを確認した上で個別に判断しますので、お問い合わせください。場合によって、登記事項登録証明書（登記簿）の写しや間取り図面の写しなどが必要となることもあります。
17	勤務証明書	会社を経営している（代表者）のですが、証明書は勤務証明書と自営業確認書のいずれが必要ですか。	株式会社・有限会社・合同会社・合名会社等、法人となっている組織の代表者（代表取締役等）である場合、法人及びその代表者名義で作成した勤務証明書を作成してください。この場合に、証明者である代表者と被証明者個人が同じ氏名となりますが、これについては問題ありません。なお、この取扱いは、あくまでも法人である場合に限りです。
18	勤務証明書	会社を経営（代表者）していて、配偶者を会社で経理担当者として雇用しているのですが、証明書は会社として作成した勤務証明書で問題ないですか。	問題ありません。
19	勤務証明書	個人で事業を行っている（法人ではない）のですが、証明書は勤務証明書と自営業確認書のいずれが必要ですか。	法人でない場合（個人事業主）については、自営業確認書として、お住まいの地区の民生委員の確認を受けてください。この取扱いは、屋号の有無、雇人の有無を問わず同じです。
20	勤務証明書	個人で事業を行っていて（法人ではない）、配偶者に事業専従者として従事してもらっていますが、証明書は勤務証明書と自営業確認書のいずれが必要ですか。	この場合、配偶者は雇われている立場になるため、個人事業主が雇っているものとして勤務証明書を作成してください（勤務証明書の証明者欄の、個人事業主の項目にチェックが必要です）。
21	勤務証明書	自分で事業を行っていますが、勤務証明書が必要なのか自営業確認書が必要なのか分かりません。	事業を行っている場合、法人化しているかどうかで判断してください。法人として事業を行っている場合は勤務証明書、法人化せずに事業を行っている場合（屋

			号がある場合を含む) は自営業確認書となります。
22	勤務証明書	個人事業主ですが、雇っている人の勤務証明書を作成する場合に、どのように記載すればよいですか。	屋号がある場合は、事業所名所欄に屋号を記入してください(ない場合は空白で可)。代表者としての役職名がある場合は、代表者役職名欄に役職名を記入してください(ない場合は空白で可)。また、個人事業主の項目に必ずチェックを入れてください。印鑑については通常証明用に用いている印鑑を押印してください(屋号印でも個人印でも可)。
23	勤務証明書	会社の本社が東京で、本社に依頼すると勤務証明書の作成に相当時間がかかるため、支店(営業所)で勤務証明書を作成したいと思いますが、それで問題ありませんか。	勤務証明書については、その方の勤務状況を証明できる方であれば、支店長や営業所長などの方の証明で差し支えありません。また、本社での証明の場合でも、人事部長等証明できる方による証明でも差し支えありません。ただし、個人印ではなく、当該役職者の印(支店長・営業所長等)や支店・営業所印等により証明してください。
24	勤務証明書	支店(営業所)で勤務証明書を作成する予定ですが、支店長(所長)印がありません。作成できますか。	勤務証明書を支店(営業所)等で作成いただく場合も、基本的には支店長(営業所長)印や支店(営業所)印を証明印として押印していただく必要がありますが、支店(営業所)等のレベルではいずれも作成していない場合に限り、証明者欄の代表者印所有なしの項目にチェックを入れた上で、支社長(営業所長)等の個人印を押印してください。
25	勤務証明書	住所や事業所名の入った黒スタンプ印を押印することで、印鑑の押印に代えることはできますか。	住所や事業所名の入った黒スタンプ印を印鑑として扱うことはできませんので、代表者印や法人印等(朱肉を使うもの)を押印してください。
26	勤務証明書	印鑑は法人(個人)の実印である必要はありますか。	実印でなく、認印で結構です。
27	勤務証明書	兄弟で入会申込をしたいと思いますが、勤務証明書は1人につき1枚必要ですか。	兄弟での入会申込の場合、入会申込書は1人につき1枚必要ですが、勤務証明書は世帯単位で1枚(ただし65歳未満の成人で労働要件の方全員分必要)あればよろしいです。

28	自営業確認書	自分の住所を担当する民生委員が誰かわかりません。	地区担当民生委員が誰か確認してお知らせいたしますので、こども育成課こども事業係（電話25-9127）まで、電話にてお問い合わせください。なお、民生委員の連絡先等は個人情報であるため、ホームページ等への掲載は行っておりません。
29	減免申請書	要保護児童・準要保護児童とは何ですか。	教育委員会から就学援助の認定を受けている児童のことを指します。このうち、生活保護受給世帯の児童を要保護児童、それ以外の児童を準要保護児童としています。なお、就学に関する「就学援助」以外の各種助成制度の対象となっても、就学援助を受けていない場合はこの区分に該当しませんので、御注意ください。
30	減免申請書	同意書欄も記入する必要がありますか。	減免の対象となるかどうかを判断するに当たり、就学援助の認定状況を旭川市教育委員会に確認するために必要となりますので、記入してください。